

# 6. 人権教育の推進



## 基本方針

本市では、「橿原市人権擁護に関する条例」や「橿原市人権施策に関する基本計画」の趣旨に則り、「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現に取り組んできました。人権という普遍的文化が確立した社会を実現するためには、すべての市民が人権を自分の問題としてとらえ、あらゆる機会を通じて、自発的に様々な人権問題に取り組み、人権尊重の精神を日常生活において実践することが求められます。

「橿原市人権教育の推進について

の基本方針」に基づき、市民一人一人の人権意識を高め、人権感覚豊かな人づくりのために、あらゆる教育の場で人権教育を推進します。

## 現状と課題

橿原市人権教育推進協議会と連携を取りながら地区別懇談会を運営し、地域における人権教育を推進してきました。また、学校においては、人権課題を有する学校に児童生徒支援教員を配置して、児童・生徒に支援を行うことで、配置当初には数名いた長期欠席児童が次年度にはなくなるといった、一定の成果をあげてきました。

さらに、学校・幼稚園・保育所の教職員・保育職員等で構成する橿原市人権教育研究会の活動を支援するとともに、教職員・保育士等の研修の充実に努めています。児童・生徒には、人権教育資料「なかま」を活用し、人権問題に対する理解の向上を図っています。

このように、人権教育を推進する中で、市民の間には人権を尊重する意識が定着してきましたが、今なお同和問題、女性・子ども・高齢者・障がい者・在日外国人などの人権に関する様々な課題が存在しています。

こうしたことから、家庭・学校・地域等生活のあらゆる場面で人権教育に取り組むため、様々な関係団体と連携を図り、推進体制を確立していく必要があります。

## 施策指標

| 指標名                                      | 実績値    |        |        | 目標値    |
|--|--------|--------|--------|--------|
|  | H16    | H17    | H18    | H24    |
| 地区別懇談会の開催数                               | 47回    | 47回    | 48回    | 50回    |
| 地区別懇談会の参加者数                              | 1,474人 | 1,460人 | 1,357人 | 2,000人 |
| 人権問題に関する教育や啓発等の取組の成果の意識<br>(特になし・無回答の割合) | 39.5%  | -      | -      | 20.0%  |
| 人種差別・部落差別などの人権にかかわる<br>差別があると感じている市民の割合  | -      | -      | 17.2%  | 10.0%  |

## 今後の取組

### 1 学校・幼稚園・保育所における人権教育の推進

学校・幼稚園・保育所におけるすべての教育・保育活動を通じて、子どもたちに人権尊重の意識を育み、高めていく取組を推進します。

そのため、各校・園・所の実態を踏まえ、教育課程に人権教育を位置付け、人権教育資料「なかま」等の教材を活用した指導計画を作成し、人権についての学習を計画的・効果的に進めます。また、子どもたちが人権について理解を深め、主体的に考え、行動につなげることができるよう、人権教育推進指定校園を中心に指導法の工夫・改善を図ります。さらに、各校・園・所の実態を把握し、人権課題を明らかにするとともに、その解決のために、児童生徒支援教員を配置して取り組みます。

- 児童生徒支援教員配置事業
- 人権教育推進指定校等補助事業
- 人権教育資料「なかま」活用事業

### 2 社会教育における人権教育の推進体制の充実

人権教育は、家庭や地域社会との連携・協力が不可欠であり、相互の共通理解の下に指導に当たることが大切です。地域社会においても、人権が尊重される地域づくりが求められており、また、そうした取組が子どもたちの人権意識を高めることにつながります。これらのことから、地区別懇談会や研修会を開催し、家庭・地域社会における人権教育を推進している橿原市人権教育推進協議会と協働して取り組むとともに、その支援に努めます。また、地域や各種団体において、人権教育

が積極的に推進されるためには、豊かな人権感覚を持ったリーダーの養成は不可欠です。そのために、社会教育関係団体リーダー研修会を開催し、社会教育に関わるリーダーとしての豊かな人権感覚の醸成と資質の向上に取り組みます。

- 橿原市人権教育推進協議会への補助
- 社会教育関係団体リーダー研修会の開催

### 3 教職員・保育職員の資質向上、意識の向上

人権教育を各校・園・所で豊かに推進するためには、すべての教職員・保育職員が人権尊重の理念を理解し体得して取り組むことが必要です。子どもたち一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員・保育職員の姿勢そのものが、人権教育の重要な部分であると言えます。

そこで、教職員・保育職員の人権意識・感覚を向上させるために、研修を充実させることが必要です。これらの推進の要となる職員がその役割を認識するとともに、資質向上を図る研修会の実施や様々な機会を通じて、各校・園・所への指導助言や支援に努め、指導体制の充実に取り組みます。

教職員・保育職員が、日常の実践や研究成果に関する情報を交換し、検証することは、職員の資質向上を図るとともに指導法の工夫改善に必要な取組です。こうした取組を進めている橿原市人権教育研究会の支援に努めます。

- 人権教育研究会への補助
- 各種研修会等への参加補助
- 人権教育指導者研修会の開催

## 市民等との役割分担

人権が尊重される地域づくりや学校・幼稚園・保育所の人権教育を推進するためには、地域住民や保護者の人権意識の高揚と人権教育への理解が求められます。そして、市民一人一人が、人権問題が自分の課題であると真摯にとらえ、行動することが大切です。

そこで市民が、身近にある人権課題に気づき、解決するための手法の学習を自主的に実施したり、ボランティアやNPO活動に参加したりすることが期待されます。また、関係機関・団体が開催する人権に関する各種研修会や行事に積極的に参画することも望まれます。

保護者のものの見方・考え方は、直接、子どもたちに影響を与えることから、保護者自身が人権意識や人間性を高めるとともに、日常生活の中でその姿勢を子どもに示すことが望まれます。